

司法試験受験特別措置検討会要領（案）

1 目的

司法試験受験特別措置検討会（以下「検討会」という。）は、身体に障害を持つ者について、司法試験における公平な受験の機会が確保されるよう、受験のための特別の措置の在り方、基準、審査方法等の検討を目的とする。

2 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 受験特別措置の在り方、基準、運用等に関すること。
- (2) 受験特別措置の個別審査の方法等に関すること。

3 構成員

検討会は、医師、特殊教育の専門家、司法試験考査委員等によって構成する。

4 会議

検討会は、法務省大臣官房人事課長の求めにより、随時、会議を開催する。

5 報告

法務省大臣官房人事課長は、検討会における検討結果について、速やかに司法試験委員会に報告するものとする。

6 庶務

検討会の庶務は、法務省大臣官房人事課司法試験係において行う。